

「平群町地域クラブ活動」への生徒参加要綱

平群町教育委員会

(目的)

第1条 この要綱は、平群町内に在住する中学生の文化・スポーツにおける多様なニーズに応える環境を保障するとともに、学校・地域・保護者の理解と協力を得ながら教職員の働き方改革を推進し、持続可能な活動の実現を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施)

第2条 この要綱による平群町「地域スポーツ・文化活動推進協議会」における指導者を活用した方式による活動（以下「平群町地域クラブ活動」という。）の対象となる種目及び場所は、別に定める。

2 平群町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、「平群町地域クラブ活動」の募集について、生徒・保護者等に周知するものとする。

(参加条件)

第3条 「平群町地域クラブ活動」に参加することができる生徒は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内在住の中学生に限る
- (2) 「平群町地域クラブ活動」の方針等に従うことに同意した者

(参加申請等)

第4条 「平群町地域クラブ活動」に参加しようとする生徒の保護者は、「平群町地域クラブ活動」申込書により申込を行うものとする。

(活動準備)

第5条 「平群町地域クラブ活動」指導者は、活動日における連絡責任者を定め、あらかじめ生徒及び保護者に通知するものとする。

(活動要件)

第6条 「平群町地域クラブ活動」に参加する生徒は、次の要件に従うものとする。

- (1) 「平群町地域クラブ活動」を欠席するときは、生徒の保護者が指導者又はその指定する者に事前に連絡しなければならない。
- (2) 「平群町地域クラブ活動」の活動日が、参加生徒の学校行事や学習活動等の日程と重なった場合は、原則として自分の学校の活動を優先させる。

(活動内容)

第7条 「平群町地域クラブ活動」における主な活動論点は次の通りである。

- (1) 各種目・競技、活動における初歩的な知識や技能の習得及び取組方法等を体得すること。

(2) 参加者同士での試合や対戦、あるいは町内のスポーツ団体、文化活動団体、シニア層との合同練習の実施を通して、交流する楽しさに触れたり深めたりすること。

※ 但し、各種大会（中体連関連の公式戦、各クラブ・連盟主催等の大会や発表会等）への参加や活動を目指す取組ではない。

(事故等への対応)

第8条 「平群町地域クラブ活動」における事故対応等については、初期対応を指導員が行い、その後保護者等と連携し対応するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、令和5年9月13日から施行する。